

清瀬市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

令和2年9月15日 清瀬市子ども家庭部子育て支援課 第1版

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時において、保育施設には、園児や保育従事者の命を守るための早急な対応が求められる。

このため、より早急で的確な判断を行うため、各保育施設の存在する地区（市）に避難情報が出された場合の保育認定こども（2号・3号認定こども）に係る対応について、ガイドラインを定める。

2 対応方針

（1）基本的な対応方針

保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所となる。

ただし、特に災害中は人命第一に適切に対応する。また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面があり、災害対応についても各保育所等の環境や立地条件等によって異なることから、清瀬市から発令された警戒レベル（※）に応じた体制を各保育施設において整備しておく。

- ※ 気象庁が警報等を発令した場合でも、清瀬市が警戒レベルを発令するとは限らない。清瀬市地域防災計画の判断基準に基づき警戒レベルを発令するか判断する。

（2）警戒レベル、住民がとるべき行動等について

発令される警戒レベルごとに住民がとるべき行動は次の表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令された時点で、速やかに避難することとされている。（警戒レベル3～5の発令は、清瀬市が発令する）

警戒レベル	市民の皆さんがとるべき行動	市からの情報
5	災害が既に発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報
4	速やかに避難先へ避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内、施設内のより安全な場所に避難	避難勧告 避難指示（緊急）
3	避難に時間を要する高齢者等（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	避難に備え、ハザードマップ等で避難行動を確認	
1	災害への心構えを高める	

3 臨時休園等の取扱いについて

前ページの表を踏まえ、警戒レベル3～5が発令された場合の保育認定こども（2号・3号認定こども）に係る対応について次のとおりとする。

（1）臨時休園の判断

清瀬市は、台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合に本ガイドラインに基づいて、市内認可保育施設における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行う。

なお、施設として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市子育て支援課に連絡の上、対応を協議することとする。

（2）臨時休園の目安

① 午前6時時点で発令中の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル3 (避難準備・高齢者等 避難開始)	・「 登園自粛要請 」を行う。また、登園する場合には「早急な迎えの依頼」に対応できるように保護者へ連絡を行う。
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告) 警戒レベル5 (災害発生情報)	・当該日は、原則「 休園 」とする。 ・保護者へ休園の連絡を行う。

② 午前6時以降に発令される場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル3 (避難準備・高齢者等 避難開始)	・保護者へ「避難情報の発令」と「安全を確保しつつ、迎えの依頼」を連絡する。 ・園児が登園前の場合には保護者へ「 登園自粛要請 」を行う。
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告) 警戒レベル5 (災害発生情報)	・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。 ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と園児が「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。 ・園児が登園前の場合には、「 登園禁止要請 」を行う。

(3) 鉄道等の「計画運休」が発表された場合

鉄道等の「計画運休」が発表された際、職員体制を確認し十分な保育体制が確保できない場合また保護者による送迎が困難な場合には、臨時休園等（登園自粛）の判断をする場合がある。

(4) 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設の対応

清瀬市洪水ハザードマップにおいて、浸水予想区域図または土砂災害特別警戒区域等に所在する施設は、事前に策定した避難確保計画等に基づいて、早い段階での臨時休園等を決定することも想定されるため、あらかじめ保護者に説明を行うようにすること。

4 臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開については、下記のとおりとする。ただし、職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、**再開時期が保育施設によって異なる可能性がある。**

その場合には、市と協議のもと各施設から保護者へ連絡を行う。

時点（※） 市ホームページにおける発表時点	保育所等の対応
午前5時までに解除	・原則、開園（給食等の有無は園の判断）
午前5時から午前11時までに解除	・原則、午後1時より開園（給食等の有無は園の判断）
午前11時以降に解除	・原則、休園とする。

※解除時刻と市ホームページでの発表時刻に差異が生じる可能性があるため、市ホームページにおける発表時点を規準とする。

5 保護者への周知及び職員間の情報共有

- ・市は、文書やホームページ上で本ガイドライン、臨時休園等の取扱いについて周知を行う。
- ・保育施設は、入園時のしおり、園便り、重要事項説明書、メール配信等で周知を行う。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。